

# SETOGIWA TIMES

発行者：行政書士塩見事務所 E-mail: [info@setogiwa.com](mailto:info@setogiwa.com) Web: [www.setogiwa.com](http://www.setogiwa.com)  
大阪市中央区谷町 2-5-4 702号 Tel: 06-6946-9505

## ① 子どもの権利は守られているか？

子連れで再婚をした、あるいは子連れで同居を始めたカップルの間で子どもが虐待を受けたケースが新聞・テレビでたびたび報道されています。

本来親によって守られるはずの子どもの権利が、当の親によって侵害される時、子どもは非常に無防備な状態に置かれるわけですが、そんな子どもたちの権利を守る仕組みが充分ではないため、犠牲になる子どもが後を絶ちません。

平成20年の家庭裁判所の広報資料を見ますと、保護者にその子どもを養育させることがはなはだしく子どもの幸せを害するとして、児童相談所長から家庭裁判所に「子どもを福祉施設などで保護すること」の承認を求めた事件の



中で、「主な虐待者」として実の父・実の母が占める割合は90%を超えています。

保護者の意思に反して、「子どもを福祉施設などで保護すること」を求めることができるのは児童相談所だけですが、児童相談所や児童相談所に通告すべき学校などの判断・対応の遅れが被害を大きくしている面もあるようです。

**\* 児童相談所：「児童」（18歳未満）の幸せに関することがらについて相談、調査・判定、指導、一時保護などの業務を行う。**

父または母が、子どもに違法な行為をさせるなど無理やりいうことをきかせようとしたか、とても親とは思えないようなふるまいをしたときは、家庭裁判所に対して「親権喪失」の宣告を求めることができます。ただし、「親権喪失」の宣告を求めることができるのは、親族、児童相談所長、検察官だけです。

昨年、家庭裁判所には97件の「親権喪失宣告」の請求がありました。そのうち90件が親族、7件が児童相談所長によるもので、検察官はゼロでした。

## ① 18歳以上の未成年はどうなる？



**家庭裁判所で** 数年前、たよる親族のない18歳の少女が、母の親権喪失の宣告を求めため家庭裁判所に相談に行きました。

家庭裁判所の担当者は、「未成年者本人からの申立てはできません。親族の中で申立てをたのめる人を探してください。」と答えました。

「親族にはたのめないから相談にきたのです。

では、検察官に頼むにはどうすればいいのですか？」とききました。答は、「家庭裁判所では分かりません。検察官のことは検察庁にきいてください。」

**地方検察庁で** 少女の説明を聞いた検察官は同情の思いを繰り返しながら、「親権の喪失を求めるだけの法的なメリットがない」、「実母の過去の行状だけでは親権喪失まで認められない」、「家庭の問題に検察が片方（子どもの側）だけの味方はできない」、「もっとソフトな方法を取ってはどうか、親権喪失だけが道ではない」、「児童相談所を訪ねるのもひとつの方法」、「弁護士に依頼して裁判をしてはどうか」（！？）

など、いずれにしても検察庁はかかわれないのだという理由をたくさん並べました。検察庁に相談して、「弁護士に頼んで裁判をする」という解決方法を聞くとはまことに皮肉な話です。



**児童相談所で** 2005年4月から児童相談所長が親権喪失の宣告を求めることができる対象が、20歳未満にまで広がっています。

（それまでは18歳未満に限られていました）

「相談に乗ってもらえるかもしれない」、最後の望みを託して児童相談所にきいてみました。

**電話** 「18歳以上の子どもの相談はできますか？」

**電話** 「18歳以上の子どもの相談はできません。」

**電話** 「高校在学中であっても18歳になるとだめです。」

**電話** 「18歳になる前からかかわっていた子どもなら話を聴きますが。」・・・

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: [info@setogiwa.com](mailto:info@setogiwa.com) Web: [www.setogiwa.com](http://www.setogiwa.com)